

高付加価値化促進事業助成金

～提案の手引き～



【提出締切】

令和4年8月19日（金）【必着】

【問い合わせ】

（公財）東大阪市産業創造勤労者支援機構

〒577-0011 東大阪市荒本北1-4-17

クリエイション・コア東大阪北館 302

TEL:06-4309-2301 FAX:06-4309-2303

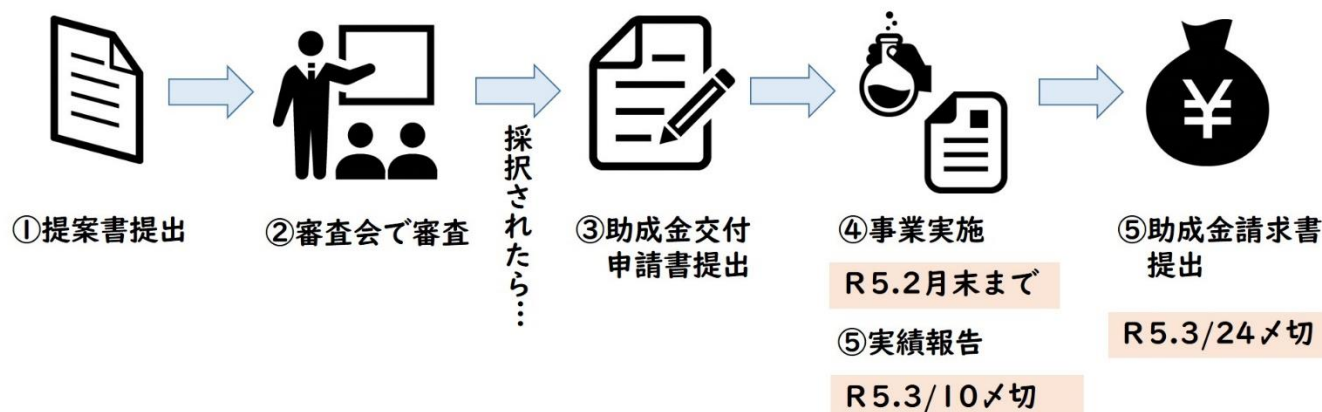
E-Mail:office@hispa.biz-web.jp

【この事業の目的】

この事業は、東大阪市内中小企業者又は市内中小企業者2社以上が共同で行う総事業費75万円を超える付加価値の高い新製品開発や技術研究に必要な経費の一部を助成するものです。さらに、大学と共同研究して、新製品・新技術を開発する場合は、助成金を増額して支援します。

付加価値の高い製品の製造や技術研究を促進することにより、市内企業の経営力や連携力の強化を図ることを目的としています。

【助成金のフローチャート[H1]】※助成金の支払いは後払いです。



【助成対象者】

- ①東大阪市内に所在する事業所での課税がなされ、滞納がない者。(創業後1事業年度を経過していない場合は、本市へ提出した法人設立・開設(支店等設置・転入)届出書の写しが必要となります)
- ②東大阪市内に立地する事業所において、助成事業を実施する中小企業者(ファブレスを含む)。*1
- ③構成員の2/3以上が東大阪市内にその所在地又は主たる生産拠点(工場)を有している中小企業者2者以上で組織する共同体*2(グループ、研究会など)。

*1 中小企業基本法に規定する者のうち製造業(ファブレスを含む)を営んでいるものをいいます。

*2 共同体が提案するときは、東大阪市内にその所在地又は主たる生産拠点(工場)を有する企業を代表法人として定め、その代表者が提出してください。

【助成対象企業】

付加価値の高い新技術や新製品の研究開発を行い、新たな産業分野への参入や経営基盤の強化を目的とし、助成金を活用することにより、事業成果がより一層期待できる事業。また、産学連携事業については大学と共同研究して、新技術・新製品を開発し、製品の事業化を図る事業。

【助成率と助成限度額】

助成率：助成対象経費の1/2以内

助成限度額：研究開発の場合：上限50万円(予算の範囲内で交付)※

~~産学連携の場合：上限100万円(予算の範囲内で交付)※~~

今年度の産学連携枠の提案は予算に達しましたので今年度の募集は締め切りました。

※助成金の額に千円未満の端数があるときは切り捨てとなります。

※採択を受けた複数の企業の助成金交付予定額の合計が予算を超える場合は、按分して交付となります。

【審査会について】

本助成制度では、提案内容を審査会にてプレゼンテーションいただき、採択を受ける必要があります。1社20分程度。審査会の開催は令和4年8月下旬ごろでの開催を予定しています。

【助成できない事業例】

- (1) 助成対象事業の全部又は本質的な部分を自ら実施せずに、他の者に委託する場合（共同体内を除く）
- (2) 助成対象事業に対して、国、府その他の団体による助成金等が交付されている場合
- (3) 本事業で製作した試作品を有償で販売する場合
- (4) 1会計年度内に、既に本事業に係る交付決定を受けている場合
- (5) 既に同一又は同様の事業に対して助成金等の交付を受けている場合[s2]

【提案書類】

提案書類の様式は（公財）東大阪市産業創造勤労者支援機構の事務局での配布、[ホームページ](#)から入手できます。（<https://hispa.h-osaka.jp/118.php>）

(1) 事業提案書（様式第1号）
(2) 事業計画書（様式第2号）
(3) 事業収支予算書（様式第3-1号）
グループ内経費負担内訳表（様式第3-2号）※共同体での提案の場合のみ
(4) 履歴事項全部証明書等（直近3カ月以内に発行したもの）
(5) 決算書（直近の2期分）
(6) 当該事業に係る産業財産権を有する場合（出願中も含む）はその写し

【補足説明】

(4) については共同体の提案の場合は、その共同体の概要が分かる書類を代わりに提出してください。

【提出期限】

提案にあたっては、令和4年8月19日(金)【必着】までに下記の書類を郵送またはご持参ください。

【郵送・提出先】

〒577-0011

東大阪市荒本北1-4-17 クリエイション・コア東大阪北館302

（公財）東大阪市産業創造勤労者支援機構

【助成対象経費】

	費目	内容
①	技術指導費 (講師謝金)	外部専門員、指導員等に係る技術指導費、認証・承認機関への相談料、認証・承認取得費用及びコンサルタント費（交通費、食料費、接待費等の個人消費的経費を除く。）ただし、技術指導費等コンサルタント費についてはその金額を疎明するもの[s3][ク4]が必要です。
②	消耗品費※ ¹	事業の遂行に必要な原材料、部品、消耗品等の購入に要した経費。
③	機械装置費※ ²	事業の遂行に必要な機械装置等の助成対象期間に係るレンタル及びリース料。
④	工具器具費※ ²	事業の遂行に必要な工具、器具の購入に係る経費。
⑤	外注加工費※ ³	事業の遂行に必要な加工または設計・デザインを外部に依頼する場合に生じる経費。
⑥	性能試験費	技術的課題の解決のために試験、検査及び分析等を外部に依頼する際に生じる経費。
⑦	市場調査費	事業遂行に必要な情報収集に要する経費。市場調査、展示会・学会に参加するための経費（小間料及び入場料）等を含む。（ただし、交通費、宿泊費、装飾代等は除く。）
⑧	印刷製本費	事業遂行に必要な会議等に係る資料の印刷費。
⑨	図書購入費	事業遂行に必要な書籍の購入費。
⑩	通信運搬費	事業遂行に必要なはがき、郵便切手、郵便小包、宅配便の料金、運送業者への荷造り費及び運賃等。
⑪	産業財産権 取得等経費	事業成果に係る産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の出願に関する経費。（ただし、審査請求料は除く）
⑫	共同研究費	事業遂行にあたり、研究機関との連携に要する経費。（ただし、その研究機関との連携の結果生じる成果が、連携終了後、研究機関に帰属するものは除く）

※1：消耗品は取得単価が10万円（税抜）未満のもの、あるいは取得単価が10万円（税抜）以上であっても、耐用年数1年未満のものをいいます。

※2：③機械装置費及び④工具器具費それぞれの金額[s5]は、申請時点での助成金申請額（助成金交付予定額）の1/2の金額を交付の上限としますので、機構で交付額を再計算させていただきます。

なお、機械装置については汎用性があり目的外使用となり得るものは助成対象外となります。

※3：⑤外注加工費の金額は、申請時点において助成対象経費の総額の1/2の金額を交付の上限とします。
[s6][ク7]

【※2・※3についての補足説明】

・※2の出てくる『助成金申請額』とは、

提案事業にかかる経費の内、上記表の助成金対象となる費目の経費の総額を1/2した額、または上限50万円以内、産学連携の場合は100万円以内の助成金交付予定額をいいます。

・※3に出てくる『助成対象経費の総額』とは、

提案事業にかかる経費の内、上記表の助成金対象となる費目毎の経費の合計額をいいます。